

2024年1月4日

各位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
リビン・テクノロジーズ株式会社
代表取締役 川合 大無

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号
リビンDX株式会社
代表取締役 児玉 隆洋

吸収分割に関する事後開示書面

リビン・テクノロジーズ株式会社（以下「甲」といいます。）及びリビンDX株式会社（以下「乙」といいます。）は、甲と乙との間で締結した2023年11月14日付吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、甲が外壁塗装業界DX化事業（ぬりマッチ）を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

記

- 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2024年1月1日
- 分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割の差止請求）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
 - 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。
 - 会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の異議）
本件吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するところ、甲の債権者は会社分割後にも甲に対して債務の履行を請求できる債権者に該当するため、該当事項はありません。

- 3 分割承継会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第189条第3号)
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過(吸収分割の差止請求)
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過(反対株主の買取請求)
乙の株主は甲のみであり、本件吸収分割は会社法第796条第1項に規定する略式分割に該当するため、会社法第797条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過(債権者の異議)
乙は、会社法第799条第2項の規程に基づき、2023年11月15日付の官報へ公告を掲載しましたが、債権者からの異議の申述はありませんでした。なお、承継会社には知れている債権者は存在しないため、承継会社は、知れている債権者に対する各別の催告を行っておりません。
- 4 本件吸収分割により分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
(会社法施行規則第189条第4号)
乙は、本件吸収分割の効力発生日である2024年1月1日をもって、甲から、本件吸収分割契約に定める外壁塗装業界DX化事業(ぬりマッチ)に関する権利義務を承継しました。
- 5 本件吸収分割による変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)
2024年1月4日
- 6 その他本件吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第189条第6号)
該当事項はありません。

以上